



# 「古文書学実習」の報告

— 岡部美濃守宛て松平大和守書状を中心に —

横田 信義

Study of ancient texts: Focusing on Matsudaira Motochika's letters  
to Okabe Nagayasu.

YOKOTA Nobuyoshi

キーワード：古文書学実習 書札礼 古記録 学芸員

## 要旨

私は、近世幕藩体制下の大名間の手紙のやり取りを通じ、その書札礼文書の実態やその機能を追究してきた。古文書の蓄積はかなりの分量となる。それを分析していると、かつて問うたことのある「武家間には友情と呼ばれるものはなく、もし友情らしきものがあって、それが顕れてくるのは元禄期以降ではないかと」発表したことがある。はたしてここで取り上げた岡部美濃守長泰宛て松平大和守基知書状はどうであろうか。まさにその時期に相当する。

しかし、『古文書学実習』という学部の学芸員養成課程の学生に、その論理をそのまま適用するわけにはいかない。総じて学生の「漢字」や「漢文」の古記録（実は漢字を用いて国語を表現しているのだが）の読解力には想像を絶する学力不足が窺える。これは、本学ばかりではなさそうであるが、それ故に「生（うぶ）の古文書」はなおさらで、抵抗があるように見受けられる。そこで、まず、「古文書」を手にとって親しむこと、『寛政重修諸家譜』や『江戸幕府日記』を読むことを学習の中心にして講義をしてきた。それでも平成26年度は3点の古文書を読み「外的批判」・「内的批判」をした。ここでは、その1点について再調査したものを掲載し、『古文書学実習』の講義の成否を大方の方に見ていただきたいと掲載した。なお、当該文書の年代推定は、宝永3（1706）年もしくは同5年とした。

## Abstract

I have been studying the context and function of epistolary etiquette as seen in letters exchanged between “daimyo” (feudal lords) under the system of Shogunate feudalism, and have collected a considerable amount of paleographical materials. Analysis of these texts indicates, as I have previously expressed, that friendships between high-ranking samurai, may have developed during the Genroku period of the Edo era. How do the letters from Matsudaira Yamatonokami Motochika to Okabe Minonokami Nagayasu contribute to our understanding of these relationships?

However, it is impossible to expect undergraduate students—in a curator education course on ancient records—to make satisfactory sense of such correspondence without support. Generally speaking, student's ability to understand old texts in Kanji or Kanbun, borrowed Chinese hieroglyphs, is entirely insufficient. As this difficulty is not limited to our university, it seems all the more inappropriate to expect students to exploit genuine, ancient, hand-written materials. Therefore, I have conducted my course by having students handle real manuscripts while also reading published “Kansei Jushukafu” or “Edobakufu Nikki” to help them get acquainted with paleography. Even with the resulting slow pace, we managed to cover three genuine documents in 2014. In this paper, I would like to show the achievements of this course on paleography by providing the resulting analysis of these three letters, dating from, as I estimate, Hoei 3rd (1706) or 5th (1708).

## はじめに

本稿の目的は「古文書学実習」(註1)で使用した古文書の一点を再考したものである。その教材は、岡部美濃守宛松平大和守基知書状である(口絵1)。以下、この古文書について、再調査を実行したことになる。なお、外的批判は実習生の記録を再録してある(註2)。

### 一 研究の視点

小林夕里子氏は『江戸幕府將軍側衆の史料学的考察』で、「本報告は、国立公文書館所蔵「御側勤中日記」「御側勤中諸事附込」の記事内容を分析し、江戸幕府側衆の勤務体制について解明を試みたものである。側衆に関する研究は、松平太郎氏によって始められ、『江戸時代制度の研究』に側衆の制度的変遷として明らかにされている。すなわち、側衆は寛永11(1634)年頃にはじまる將軍側近役人であり、享保期(1716~1736)頃に制度的画期を迎える。これは、徳川吉宗が紀州藩主から將軍に就任した際、紀州藩士有馬氏倫・加納久通を側衆に採用し、將軍吉宗の御用を取り次ぐ御用掛に任命したからである。のちに御用掛は御用取次と称されるようになり、側衆の構成は、御用取次と平御側(御用取次ではない側衆)となったのである。」とある(註3)。

また、千葉拓真氏は『幕藩制国家における公武の序列と格式—大名の書札礼書を素材に—』を発表しているが、その要旨で「近世において公武の序列と格式がどのように理解されていたのか、という課題は、幕藩制国家そのものの構造とも直接に関わる重要な問題である。しかし、「公」(天皇・公家)と「武」(將軍・大名)の序列と格式を、体系的かつ総合的に整理された史料を利用した研究はほとんど見られなかった。本報告では、加賀前田家と弘前津軽家における書札礼を整理した書札礼書を検討することで、幕藩制国家における公武の序列と格式について検討した。今回使用した各大名家に伝来した書札礼書は、藩主と天皇および公家や將軍および他大名らとの間における書札礼が、最も体系的かつ相対的に整理された史料であり、有効な史料であると考えられる。近世大名家における書札礼書を検討した結果、天皇と將軍の書札礼上の序列は流動的なものであり、遅くとも十八世紀までに、天皇の下位に將軍を位置づけるという書札礼が整理された。」と述べている(註4)。

しかし、武家は官位や石高、幕府役職などによる、システマチックな基準が採用されていたようだが十分な考察はなされていない。本論文はこのような問題意識のもと、

大名間の具体的な文書の授受を素材とし、その蓄積を試み、あわせて大名間のそれらの授受の歴史的意義を考察することを目的とした。

## 二 古文書の概要

(釈文)

青陽之御慶不可有

尽期候

両上様増御機嫌能被遊

御趙歳如御嘉儀年始之

御規式首尾能相濟

可申(候脱力)恐悦奉存候貴様弥

御堅固可為御越年

目出度存候御祝詞

為可申達如此御座候

恐惶謹言

正月二日 松平大和守基知(花押)

岡部美濃守様

人々御中

(訓読)

青陽の御慶尽期あるべからず候。

両上様ますますご機嫌よく御趙歳あそばされ、御嘉儀のごとく、年始の御規式首尾よくあい済み申すべく(候)、恐悦に存じ奉り候。貴様いよいよ、御堅固御越年目出度く存じ候。御祝詞申し達すべきため、かくのごとくに候。恐惶謹言。

正月二日 松平大和守基知(花押)

岡部美濃守様

人々御中

### A 外的批判

(書誌)

所蔵者 横田信義

員数 一通

古文書の形状 折紙

料紙 楮紙

法量 縦39.3糎

横53糎

本文書は横田信義の所蔵である。入手方法は横田が全国の古書肆から贈られてくるいわゆる『古書目録』から「古文書学」等の教材に適していると思われるものを選んで購

入してきたものである。本文書も平成26年度「古文書学実習」で教材として用いたものである。担当学生が小野寺黎さんであって、講義の最終日に発表したものに本人の了解を得て訂正加筆したものである。

## B 内的批判

### 1. 差出人

#### (1) 松平大和守について

徳川幕府にあって、「松平」の称号とあわせて「大和守」を名乗れたのは、俗にいう「越前家松平氏」の分家である。御三家、御三卿に次ぐ「家門」と敬称されている。

徳川家康の次男に秀康がいる。秀康は天正2(1574)年2月8日、三河国で生まれ、幼名を於義丸と称した。母は於万の方あるいは小督局といった。天正12年、豊臣秀吉の養子となり、同年12月11日元服し、羽柴三河守秀康と改め、従五位侍従に叙任。累進して最終的には天正16年、中將になる。ところが同18年8月6日、結城晴朝の養子となり、結城家を継ぎ「結城三河守」と名乗った。慶長5(1600)年11月本姓にもどり、越前国福井67万石を給わる。同8年、正三位宰相に任じ同10年権中納言となる。同12年閏4月8日、越前で死去。34歳であった(註5)。

その五男に「結城直基」がいる。直基は慶長9年に生まれ養祖父・晴朝に養育され、同12年に結城家の家督を相続した。同19年、晴朝が死去したので、その隠居料5000石と家紋そして祭祀を継承した。この結城松平氏の歴代当主は「大和守」を名乗ったものが多かった。それは直基が大和守を名乗ったからである。すなわち直基は、寛永3(1626)年、8月19日『大猷院殿御実紀巻7』によれば、「松平五郎八直基大和守に改む。(中略)ともに四位になる」とある。また、直基は慶安元(1648)年10月14日に亡くなるが、その卒伝が残されている(註6)。煩雑を厭わず採録する。

播磨国姫路城主松平大和守直基遺領十五万石を。其子藤松直矩に給ふ。姫路は要枢の地なれば。明春転封命ぜらるべしと仰下さる。この直基は越前中納言秀康卿の第五の子なり。生れし時より。秀康卿の養父結城左衛門督晴朝がもとへ迎へ養ひ。結城五郎八となづけ。晴朝の住ける越前の片粕の館にひととなりぬ。此結城といへるは。藤原秀郷11代の後胤結城七郎朝光といふ。朝光より16世晴朝が時にいたるまで。世々下総国結城の地を領し。関東八家のその一なりき。然るに晴朝子なかりしかば。豊臣太閤の命により。秀康卿を養ひて世継とせしに。其のち秀康卿この直基をもて結城の家をつがせられけるとぞ。慶長16年4月8歳にて。

二条の城に参り 神祖に謁す。此時母三好越後守長虎女も同く見え奉る。直基に御馬一疋引せられ。母に時服かづけらる。寛永元年越前国勝山をたまはり3万石になる。これまでは、晴朝が隠居領五千石を領せしなり。3年8月19日従四位下大和守に叙任し。松平をなのらせられ。12年11月22日越前大野の城をたまはり5万石になされ。正保元年正月11日出羽国山形にうつり。15万石を領し、2年12月晦日侍従にのぼり。ことし6月14日今の城にうつり。この8月15日45歳にて卒しぬ。

直基系松平氏は、こののち直基一直矩一基知一明矩一朝矩と続くがいずれも「大和守」を名乗る。本書状は「基知」と自署しているから、松平大和守基知書状となる。それでは次にこの人物を調査する。

#### (2) 松平大和守基知について

基知は、松平直矩の次男として、延宝7(1679)年7月28日誕生。幼名源二郎、初名長矩、のち直矩と改名する。又太郎は通称である。

父の直矩は5歳の家督相続から元禄8(1695)年55歳で没するまで城地の変遷が激しい。つまり、播磨姫路15万石(慶安元(1648)年8月17日)、越後村上15万石(慶安2年6月9日)、播磨姫路15万石(寛文7(1667)年8月19日)、豊後日田7万石(天和2(1682)年2月7日)、出羽山形10万石(貞享3(1686)年7月13日)、陸奥白河15万石(元禄5(1692)年7月27日)のようである。

基知は父の姫路城主時代に誕生したことになる。父直矩は、参勤の旅中、元禄8年4月2日大病となり種々力をつくしたが、4月15日になって没している。享年55歳。そして、同年6月9日条に「陸奥国白川城主松平大和守直矩が遺領15万石を、その子泉守基知につがしめらる(下略)」とある。

その基知は享保14年8月14日51歳で没する(註7)。その卒伝には次のようにある。

陸奥国白川城主松平大和守基知原封15万石。養子土佐守明矩に襲しむ。この基知は故大和守直矩の子にて。貞享4年2月10日初見し。元禄6年12月18日従五位下に叙し和泉守と称し。又大和守に改め。8年12月18日従四位下にのぼり。宝永4年12月23日侍従にすすみ。ことし8月14日51歳にてうせぬるなり(『江戸幕府日記』享保14年閏9月2日条)。

この卒伝に疑義はないが、文書の推定には基知の名乗りが「和泉守」から「大和守」への変更の年月日を確定する必要がある。

先述の通り、基知の父直矩は、元禄8年4月15日に没する。『常憲院殿御実紀卷三十一』の6月18日条には「和泉守基知より。亡父大和守直矩の遺物を將軍家と御台所に献じている記事を伝える。ここでは「和泉守」とある。しかし、同年12月18日の記事は「松平大和守基知は四品に昇進す」とある。つまり、この年の6月18日以降12月18日以前に「大和守」を名乗ったことになる。これらを整理すると、基知の家督相続は元禄8年6月9日で「和泉守」より「大和守」への名乗りの変更は、同年6月18日以降同12月18日以前であること。また、「四品」への昇進は元禄8年12月18日である。

その月日の確定は傍証が他になく、これ以上は困難である。本書状は「正月二日」であるから元禄9(1696)年以降であることは疑いない。

それでは受取人の「岡部美濃守」は誰に比定されるだろうか。次にはこの人物を確定しよう。

## 2. 宛所

### (1) 岡部美濃守について

『寛政重修諸家譜(「卷第871」)』は、岡部氏家譜である。それによれば、家譜は泰綱一(11代略)一正綱一長盛一宣勝一行隆一長泰一長敬となる。このうち「美濃守」を名乗り、かつ「松平大和守基知」と手紙のやり取りが可能なのは、「岡部美濃守長泰」のみである。そこで、次には長泰の家譜を略述する。

### (2) 岡部長泰について

初宣就 龍千代 帯刀 備後守 美濃守 従五位下 従四位下 母は直寄が女

慶安3(1650)年生る。寛文4(1664)年12月28日従五位下備後守に叙す。天和3(1683)年9月11日美濃守にあらたむ。貞享3(1686)年8月25日封を襲。宝永7(1710)年12月18日従四位下に昇る。享保6(1721)年9月22日致仕。同9(1724)年7月17日岸和田にをいて卒す。年75。岸和田岡部氏領は5万3千石である。

次には、松平基知と岡部長泰の情報をもとに当文書の書かれた年代を推定する。

### (3) 年代推定(イ)

- ① 長泰は基知より30歳年長である。
- ② 長泰が37歳で家督を継いだとき基知は8歳。
- ③ 基知が17歳で家督を継いだとき、また、大和守に任じたとき長泰は46歳。
- ④ 基知が四品侍従になったのは29歳で、長泰は58歳で

ある。

- ⑤ 長泰が72歳で致仕したとき、基知は43歳。
- ⑥ 長泰が75歳で死没のとき基知は43歳である。このうち、必要な情報は③・④・⑤で、③は元禄8年6月9日、④は宝永4年12月23日、⑤は享保6年9月22日である。取り敢えず本文書は「正月二日」を考慮すれば、元禄9(1696)年から享保6年の25年間に書かれたものといえる。

### (4) 書状中の『両上様』について

近世大名が「上様」と敬称した時は將軍を指すと考えてよい。元禄9年から享保6年で將軍就任者は、5代徳川綱吉(延宝8(1680)年8月23日～宝永6(1709)年1月10日)。6代徳川家宣(延宝6年5月1日～正徳2(1712)年10月14日)。7代徳川家継(正徳3年4月2日～享保元(1716)年4月30日)。8代徳川吉宗(享保元年8月13日～延享2(1745)年9月25日)の4代にわたる。この時、西丸(もしくは二丸)には將軍の世嗣か大御所がいるような状況を推定する。これが、「両上様」の意味である。

これらのうち、「両上様」が存在しているのは、綱吉、家宣のみである。すなわち、綱吉は宝永元年12月5日、『徳川幕府家譜 乾』の家宣公譜は「(前略)宝永元庚申年十二月十五日四十三歳二而常憲院殿為御養君、桜田御殿より西丸え御入・・・同年十二月九日被改家宣公(下略)」とある。この状態は、宝永2年から綱吉の没する宝永6年正月10日まで限定される。この間の「正月二日」で松平大和守基知が將軍の様子を岡部美濃守長泰に「ますます御機嫌よく御趙歳あそばされた」ことを知らせたものと解することができる。

### (5) 年代推定(ロ)

宝永2年より同6年までの基知と長泰の所在地と「両上様」の様子を考察していこう。

松平大和守基知は「家門」として將軍に仕えている様子が『江戸幕府日記』に散見するので江戸にいてと考えてよい。少なくとも宝永年間には江戸以外にいる兆候はない。さすれば、岡部美濃守長泰の動向に限定して考察すればよいことになる。そこで、各年度の岡部長泰の動向を調べてみると、以下ようになる。

#### 宝永2(1705)年

岡部美濃守長泰は、3月10日には「公卿両山参詣により(中略)三縁は岡部美濃守長泰。永井日向守直達警衛し。例の諸有司もまかる。」とあるので(註8)、正月は江戸にいる。この頃の

譜代大名の参勤交代制はようやく原則が創られていく。すなわち、西国大名が3月の末から、4月の始めにかけて江戸に参府し、江戸にいた東国大名が暇を与えられて国許に帰り、次の年の3月末から4月にかけて東国大名が江戸に戻って来ると、西国大名に暇が与えられるのである(註9)。就封は4月半ば以降になっているからである。つまり、岡部長泰はこの年の正月は江戸に居たことになる。そこで、4月以降、長泰は江戸を離れ岸和田城に就封したと思われる。

### 宝永3 (1706) 年

『江戸幕府日記』8月23日条に「岡部内膳正長敬。伊東駿河守祐崇歸封のいとまたまふ。」とある。「長敬」は長泰の家督を継ぐ人物で、この年28歳になる(註10)。長敬は就封ではなく「歸封」とある。親子である場合には成人に達していれば、国許へのお国入りは許可されていたのであろう。ただし、父子のいずれかは江戸に詰めていることが必要であったと思われる。これらから推定すれば、宝永3年正月、長泰は岸和田城にあったと考えられる。そして、8月中旬頃までには参勤してきていたと思われ、代わりに長敬が8月23日以降に岸和田城に出向いたのであろう。

### 宝永4 (1707) 年

長泰は前年の8月中旬頃には江戸に参勤していたのであるから、この年の正月は江戸にあったと思われる。そして、4月以降に岸和田城に就封すると推定される。翌年と併せて考証したい。なお、『岸和田市史』には藩主の動静についての記事はない。また、岡部関係の資料もほとんど無くなっているようである(註11)。

『江戸幕府日記』8月28日条に「岡部内膳正長敬参勤す。」とあるから、長泰はこの正月は江戸に居ると考えられ、一方長敬は岸和田城であろう。そして、この年の9月中には長泰は岸和田城へ江戸より就封したと推定される。

### 宝永5 (1708) 年

『江戸幕府日記』8月28日条「岡部美濃守長泰参勤し。」とあるので、この年の正月は岸和田城に居たことになる。そして、『同日記』同9月1日条に「岡部内膳正長敬就封のいとま給ふ。」とでてくる。つまり、長泰は、この年の暮れから宝永6年正月は江戸である。しかし、この年はこれまでとは一寸違っている。それを見たいと思う。

### 宝永6 (1709) 年

史料を3つあげる。いずれも『江戸幕府日記』からである。

- ① 宝永5年12月晦日条「(将軍綱吉) 此日御なやみいまださはやがせ給はねば。明日の慶会にも 大納言殿のみのぞませ給ふむね仰出さる。(下略)」
- ② 宝永6年正月元旦条「去年より御不豫によりて。朝会にのぞみ給はず。 大納言殿のみ臨御あり。(下略)」
- ③ 宝永6年正月十日条「卯刻にはかに御病気危篤に及ばせ給ひ。正寝にて薨じ給ふ。尊齡64にぞわたらせたまひける。」

これらによれば、宝永5年暮れにはかなり病気が重く、新年の慶会を大納言殿すなわち徳川家宣に委任していた。はたして正月元旦の行事は、家宣が代行した。そして、十日朝、容態は急変して亡くなっている。

塚本学氏『徳川綱吉』によれば(註12)、その死因を、宝永5年秋冬から流行していた麻疹(はしか)を疑っているが、ここでは詮索をしない。いずれにしても、宝永6年正月2日の段階で「両上様が元気である」ことを報じられる状況にはないことは確かである。そして、この10日をもって「両上様」の一人が欠けたのである。これ以降、「両上様」の存在は、松平大和守基知と岡部美濃守長泰の存命中にはあらわれない。

以上のことより、松平大和守基知と岡部美濃守長泰の二人の名乗り等から、「両上様」が存在する状況が宝永2年～同6年間であることは間違いない。また、二人の距離、つまり居所は同じ地区とは想定されにくいので、家門である基知が江戸、長泰は居城の岸和田城として想定すると、その時期は宝永3年か5年となる。既に述べたように基知は宝永4年12月23日「侍従」にすすんでいる。想像をたくましくすれば、長泰から将軍家の弥栄と、基知の昇進のお祝いに対する基知の返信と考えられないであろうか。もし、この推定が大きく間違わないとするならば、宝永5年正月2日の書状となるが、決定的な証明が不可能であるので、ここでは宝永3年か同5年のいずれかと考えておきたい。

### おわりに

本文書は、松平大和守基知から岡部美濃守長泰に宛てた宝永3年もしくは5年のいずれかの正月2日と推定してよいこと、「両上様」は将軍徳川綱吉と大納言徳川家宣に考えられることが指摘される。

以上で内的批判を終えるが学生に対しては手紙上にある文言、たとえば「青陽」など当然知っているべきことどもの調査もしている。四季を色で表現するうちの一つに「青」

は春。「夏」は朱。「秋」は白。「冬」は玄（くろ）を知っていることは、月日を推定するには有効になろう。学芸員としてしかるべき機関に勤務すれば、地域住民等から手持ちの古文書を持参されることを想定して、その調べ方をしっかりと伝えたいつもりである。加えて、東北地方を念頭におけば、中世以前の文書との出会いは、多くはないであろう。近世文書はいかがであろうか。藩関係の場合、幕臣の場合、または地方文書など可能な限り「調べ方」を求めてきた「実習」を心がけたつもりである。

ちなみに基知は「もとちか」と訓むようである。そして、岸和田市では岡部長泰が今に伝わる「だんじり祭り」を始めた殿様としている。

## 註

(1) 東北福祉大学で取得できる資格のひとつに『博物館学芸員』がある。当然、博物館法に基づいて運用されている。同法第五条第一項に「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」と規定され、本学ではその科目のうち選択科目6単位をA～Dに分ちA、考古学、B、古文書学、C、民俗学でそれぞれに「概論」「各論」「実習」の各2単位が課せられてある。ちなみにDは日本美術史・西洋美術史・美術実習である。単位設定はいずれも2単位で、実習以外は二年生以上、実習は三年生以上に配当づけている。

また、履修学生数は資格取得者でみると、平成22年度18人、同23年度19人、同24年度13人、同25年度9人、同26年度18人、同27年度は17人(平成28年3月3日現在)となっている。これを仮に4部門に振り分けるとグループ当たりの受講学生数は数名になる。私は「古文書」を担当してきた。平成26年度の「古文書学実習」の履修学生は一人であった。当年度の「実習」の素材はまくりの古文書を使用した(このような「実習」では可能な限り『生＝うぶ』のままの古文書が望ましい)からである。

- (2) 本人の了解を得て、名前をあげると小野寺黎さんである。
- (3)・(4) 『古文書学研究』第71号 132頁以下(2011年5月)
- (5) 『徳川諸家系譜』第一所収「徳川幕府家譜」乾 36頁
- (6) 『大猷院殿御実紀 卷七十二』
- (7) 『有徳院殿御実紀 卷第三十』
- (8) 『江戸幕府日記』宝永2年3月10日条
- (9) 山本博文『参勤交代』46頁(1998年 講談社)
- (10) 『寛政重修諸家譜 卷第871』
- (11) 岸和田市「生涯学習部郷土文化室」の御教示による。
- (12) 塚本学『徳川綱吉』259頁(吉川弘文館 平成10年)